

石垣（7）浄化槽膜洗浄

件名	石垣（7）浄化槽膜洗浄			
図面名称	表紙			
業務隊長	管理科長	工事企画	給排水係長	作成者
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科			図面番号	1 / 3

仕 様 書

1 件 名 石垣（7）浄化槽膜洗浄

2 場 所

沖縄県石垣市字平得大俣1273番404 陸上自衛隊石垣駐屯地

3 概 要

本役務は、陸上自衛隊石垣駐屯地において浄化槽（膜分離活性汚泥方式）の膜洗浄を実施する。
浄化槽の仕様は下表のとおりとする。

仕 様 表	
製造者	フジクリーン工業株式会社
処理方式	膜分離活性汚泥方式（N仕様）
型式名称	フジクリーンプラント PMJ II-1000G型
処理対象人員	1000人
計画汚水量	200.00m ³
膜	500枚（250枚×2槽）

4 期 間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

5 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書によるほか、関係法令及び浄化槽機器メーカーの取扱要領に基づき実施するものとする。
- (2) 役務に際して他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- (3) 本仕様書及び役務に際し、疑義が生じた場合は担当官と協議の上実施するものとする。
- (4) 役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- (5) 役務に伴う駐屯地への出入りの際は、官側の入門規則に従うものとする。
- (6) 本役務の写真は着手前・完了後及び担当官の指示する箇所を撮影し、完了後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。役務完了後、A4判写真帳に整理して1部係官へ提出するものとする。その際、提出する写真は鮮明な写真を添付するものとする。
- (7) 本役務に伴い必要な電力及び給水は、請負者において準備するものとする。ただし、対応が困難な場合は、電力量計及び量水器を設置のうえ請負者負担により使用するものとする。

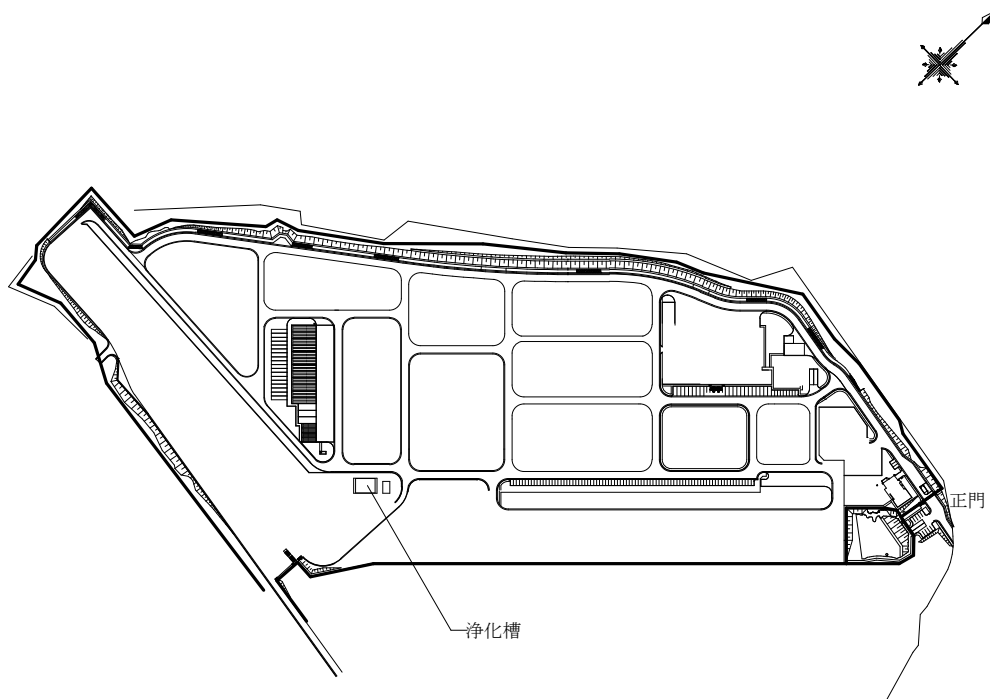
6 特記事項

- (1) 作業実施日について、事前に担当官と協議の上実施するものとする。
- (2) 洗浄作業は、浄化槽の2系統（A系統及びB系統）のうち1系統ずつ実施するものとし、浄化槽の機能を完全に停止させることがないよう留意するものとする。
- (3) 洗浄作業前に1系統ずつ汚泥ポンプ槽内の汚泥をバキューム車で一時的に引き抜き槽内が空になったことを確認し、槽内を洗浄した後、引き抜いた汚泥を槽内に戻すものとする。
- (4) 洗浄は、膜分離装置内で行うものとし、洗浄後浄化槽内の処理により排出可能な洗浄剤を使用するものとする。
- (5) 洗浄作業完了後、浄化槽の機能点検を実施し、正常であることを確認し担当官へ報告するものとする。

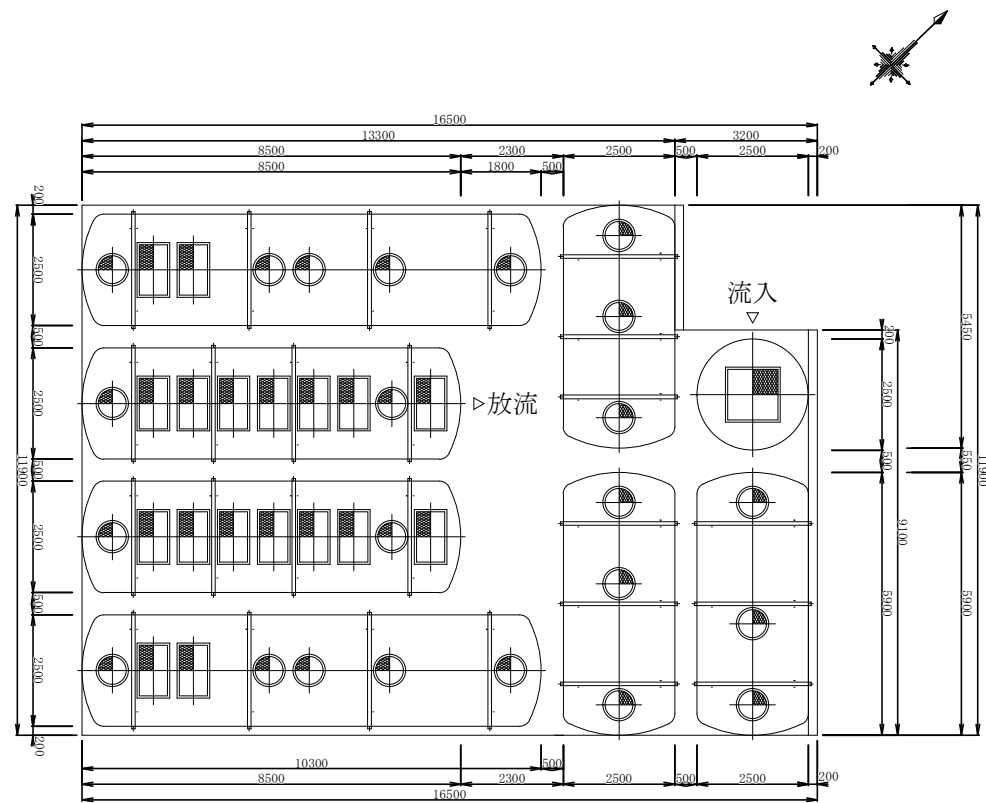


案内図

件 名	石垣（7）浄化槽膜洗浄		
図面名称	仕様書、案内図	縮 尺	図 示
	陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科	図面番号	2 / 3



配置図



浄化槽詳細図

件名	石垣(7)浄化槽膜洗浄		
図面名称	配置図・浄化槽詳細図	縮尺	—
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科		図面番号	3 / 3